

### ③安否確認

- ・隣近所の助け合いにより、町会毎の一時避難場所に集結し、安否確認を行う。
- ・町会責任者は各役員に安否確認を実施させ、それを把握する。
- ・安否が不明な時は、救出・救護班と一体となり、救出・救護活動を行う。
- ・地域外に避難する場合には、避難先（連絡先を含む）等を班長、町会役員等に連絡する。

### ④初期消火

- ・火災発生発見時は大声で隣近所に伝え、応援をもらおうと共に、消火器等にて初期消火を行う。
- ・マンション等の集合住宅の場合は非常ベル等で知らせる。
- ・天井まで火が回った場合は、初期消火を中止し、身の安全を守るため避難する。
- ・要配慮者の誘導支援をする場合には、風上方向へ避難させる。
- ・可搬式ポンプ等による消火を行う。

### ⑤救出・救護活動

- ・近隣による安否確認の結果、救出・救護が必要な場合は、救出・救護班を中心に救助活動を行う。
- ・地域の住民の応援を求め、積極的に救出・救護活動を実施する。
- ・救助資機材の活用や、地域企業のフォークリフト、バール等の有用な資機材の支援を依頼し、地域一丸となって救出・救護活動を行う。

### ⑥避難行動

- ・自身の身の安全を確保し、近隣の助け合いで一時的避難場所に集合する。
- ・町会責任者により安否確認を行う。
- ・安否確認後、家屋の倒壊などで自宅での生活が不可能な場合は、災害時避難所の玉川小学校へ避難する。



# 避難行動要支援者支援計画

「避難行動要支援者」とは大地震や風水害などの災害が発生した時など、安全な場所への避難が必要な場合に、自分や家族の力だけでは避難できない人たちのことです。また、避難所での生活においても大きな困難があるなど、まわりの人の手助けや、特別な配慮が必要な人たちです。平常時に地域において見守り活動を実施している対象者は、災害時に「避難行動要支援者」となります。

避難時には隣人・友人など地域で助け合う『共助』に努めましょう。

## 1. 要援護者名簿を活用した支援の実施

「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」において、区役所が保有する要援護者情報を災害時の支援のために活用することに同意した要援護者に対する災害時の安否確認、避難支援の実施。



## 2. 「避難行動要支援者」情報の管理

- ① 「避難行動要支援者」情報（名簿、登録カード、電子データ等）は施錠可能な保管庫等で厳重に管理する。
- ② 災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命及び身体を災害から保護するために特に必要がある時等を除き、収集した避難行動要支援者情報を本人の同意なしに、次の共有者を除き第三者に提供することは出来ない。

### 共有者

地域活動協議会 ○○会長、○○副会長、各町会長等の管理責任者、支援者、社会福祉協議会、福島区役所

- ③ 管理責任者は、保有する避難行動要支援者情報について、本人からの開示請求（開示、訂正、利用停止、削除〔返却〕）に応じる。
- ④（守秘義務）管理責任者、共有者並びに支援者は、正当な理由なく、避難行動要支援者情報を漏らしてはならない。
- ⑤ 情報の変更等によりその都度更新する。

### 3. 「支援者」の募集

- ①避難行動要支援者に対する災害時における緊急情報の伝達、安否確認、避難支援や日頃の見守り活動に携わる「支援者」を回覧板、掲示板を活用し、地域内において広く募集する。
- ②また、専門的な知識や経験などを必要とする場合があるため、地域内の関係機関を把握しておく。



### 4. 「避難支援プラン（個別計画）」の作成

- ①避難行動要支援者は身体面、精神面など様々な点で周囲の支えを必要とするため、日常적인見守り活動を通し、それぞれの特徴を十分踏まえた避難行動、避難生活などを考慮しておく。
- ②災害時の具体的な支援内容や支援者、避難方法を避難行動要支援者やその家族と話し合い、「避難支援プラン（個別計画）」を作成する。
- ③支援者自身が被災することも想定されるので複数人を選定しておく。
- ④支援者は本人とその家族の安全が図られて支援が可能となることから、あらかじめ避難行動要支援者に理解を得る。



### 5. 避難行動要支援者の自助として、次の取り組みを促す

- ①家屋の安全確保（家具の固定、寝室の大きな家具の別の場所への移動、吊り下げ型照明の揺れ防止金具での固定、ガラス窓への飛散防止フィルムの貼付、テレビの耐震グッズでの固定等）
- ②災害情報の収集手段の確認
- ③必需品、医療器具、生活用品などの確保（1週間程度分）

